

国民保護計画に係る

避難実施要領

北 竜 町

令和4年10月

避難実施要領

○ 作成に当たって

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（国民保護事案）という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。

そして、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定、以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで今回、避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものである。

○ 避難実施要領について

国民保護法では、住民に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで、避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、道計画に記載されている「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。

しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでかなりの時間を要することになってしまう。

よって、国が作成した基本指針では、市町村は関係機関（当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換をおこないつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ複数の避難実施要領モデルを作成することとされていることに基づくものである。

市町村において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

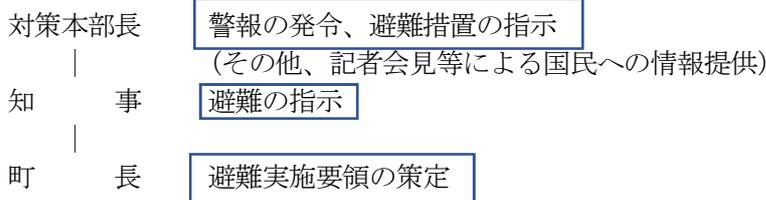
次において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。
このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。
このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。
また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

避難実施要領（弾道ミサイル攻撃）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行う。

このため、ミサイルが発射された場合において迅速に対応できるよう、住民等に対して警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民等がとるべき行動について周知する。

※ 弾道ミサイル攻撃への対応は基本的には、目に見えない事象への対応となることから、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対してはより入念な説明を行うことが必要となる。

※ 警報発令時には、屋内避難又は物陰に隠れる、伏せる等の防護対処について、住民等に徹底されていることが重要である。

2 避難誘導の方法

- ① 弾道ミサイルが発射された場合には、対策本部長から警報の発令が行われることから、町は、町域が着弾予測地域に含まれる場合においては、Jアラートによる自動送信（自動不可の場合は手動により補完）後、防災行政無線による繰り返し放送等を最大音量で実施し、住民等に警報の発令を周知させる。

- ② 弾道ミサイル発射に伴う警報発令時に、町は、住民等に付近の建物内に避難するよう周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部への避難、エアコンや換気扇の停止、必要によりテープ等による目張りについて徹底し、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- ③ 車両内に居る者に対しては、警報発令時には、緊急車両の通行の妨げにならない方法で車両を道路の左端に駐車又は道路外に駐車するよう周知する。
- ④ 外出先においては、可能な限り大規模集客施設等の屋内の中央部に避難するよう徹底する。余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まるとともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、風上又は風向と直角方向へ避難し、当該現場から離れるよう周知する。
- ⑤ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線や広報車、テレビ、ラジオを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ⑥ 住民が近所でミサイルの着弾音等と考えられる不審な音を聞いた場合には、町、消防または警察に連絡するよう周知する。
- ⑦ 町は、ミサイル着弾地点の周辺に興味本位で近づかないように住民等に対して周知する。
※ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

避難行動要支援者は、迅速に屋内避難が行えるよう、外出先における対応について各人で問題意識を持つよう平素から啓発を行っておく。

4 職員の配置等

① 対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を本部長とする対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町職員各〇〇名を避難所に派遣するとともに、必要に応じ誘導員を配置する。

※ 着弾地点及びホットゾーン(要避難地域)への職員の派遣は、弾頭種別が判明するまで行わない。

よって、避難所はホットゾーンの設定は、圏外の施設を避難所として開設する。

なお、ホットゾーンの設定は、天候、気温、風向、風速等を考慮し、設定する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
 - ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。
その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
 - ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

避難実施要領（ゲリラ・特殊部隊による攻撃）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地区において武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行う。

※ 具体的な被害が発生していることの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

① 避難誘導の全般的方針

町は、A・B地区住民約〇〇〇名を〇月〇日〇時〇分を目途に各地区の一時避難施設である〇〇地区生きがいセンター、〇〇コミュニティセンターに集合させた後、本日00：00分以降、公用車及び町所有大型バスにより、〇〇中学校へ避難させる。

この際、各センターまでの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における道警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

※ 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

※ 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、道警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

② 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各〇名をA・B各センター、避難先の〇〇中学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

③ 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

* A地区

約〇〇〇名、Aコミュニティセンター、町保有車両〇台×町保有大型バス〇台

* B地区

約〇〇〇名、B生きがいセンター、町保有大型バス〇台×町保有中型バス〇台

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日 00:00、A・Bセンター

ウ 避難経路

国道〇〇号線（予備として町道〇〇線を使用）

*バス等の輸送手段の確保については、基本的には、町が行う。

*避難経路については、交通規制を行う道警察の意見を十分に聴いて決める。

*夜間では暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから避難誘導員が、避難経路の所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

*冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

④ 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

⑤ 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

⑥ 避難誘導の終了

ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、00：00までに終了するよう活動を行う。

⑦ 誘導に際しての留意点や職員の心得

町職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

* 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。

* 町の誘導員は、防災服やビブス（「誘導員」と表示）着用等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

* 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

* 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

⑧ 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては近隣の住民に声をかけあうなど相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

⑨ 安全の確保

誘導を行う町職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や道からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。誘導を行う町職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

※ 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

※ 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各課等の役割

北竜町国民保護計画第3編第2章別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、道及び道警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の道職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：北竜町役場

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇中学校及び〇〇コミュニティセンターとする。当該施設に対して、職員を派遣して避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、道及び国等の支援を受ける。

避難実施要領（化学剤を用いた攻撃の場合）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される）を用いた可能性が高いとして警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇地区及び△△地区並びにその風下となる地域を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行う。

2 避難誘導の方法

① 避難誘導の全般的方針

町は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する道警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

※ 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

② 市町村における体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する道警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

③ 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、広報車等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する町内会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団員、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

※ 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、電話等に限られる。

④ 避難所の開設等

ア 〇〇小学校を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、道と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、道、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、道と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

⑤ 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

⑥ 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに手顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

⑦ 安全の確保

町職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各課の役割

北竜町国民保護計画第3編第2章別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：北竜町役場

イ 現地調整所設置場所：〇〇

避難実施要領（着上陸侵攻の場合）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は着上陸侵攻による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行う。

2 避難誘導の方法

町は、〇〇地区のうち、住民約〇〇〇名を〇月〇日〇〇時〇〇分を目途に、各地区の避難施設である〇〇小学校、〇〇中学校などに避難させる。

その際、避難所までの移動は徒歩によるものとし、自家用車の使用は歩行困難者等、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定する。なお、避難所到着後は、以後の輸送等に影響を及ぼさないよう速やかに避難所周辺から車両を移動させる。

避難誘導の方法については、各現場においては警察機関や自衛隊からの情報や助言により、適宜修正を行う。

このほか、事態の状況が大幅に変化し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても合わせて修正する。

3 避難実施要領の住民への伝達

町は、防災行政無線、町ホームページ、広報車等を用いて、対象地区の住民に避難実施要領の内容を伝達するとともに、避難実施要領を各町内会長、自主防災組織のリーダー及び消防団幹部等に通知し、住民への伝達を依頼する。なお、伝達にあたっては、以下のことに留意する。

- ① 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ② 避難行動要支援者については、避難に時間を要することから、特に迅速な伝達に心がける。

4 輸送手段

① 避難所、避難住民数、輸送力の配分

広域避難の必要がある場合は、避難先の確認及び避難用車両台数を見積り、町所有車両での配車ができない場合は、国・道に対しても配車要請をする。

ア 〇〇地区〇〇避難所 約〇〇〇名 車種(バス)×〇台

イ 〇〇地区〇〇避難所 約〇〇〇名 車種(バス)×〇台

② 輸送開始時間

ア 〇〇地区 〇〇時〇〇分

イ 〇〇地区 〇〇時〇〇分

③ 避難経路

ア 〇〇地区 国道〇〇〇号線 道々〇〇号線 町道〇〇線

イ 〇〇地区 国道〇〇〇号線 道々〇〇号線 町道〇〇線

④ 輸送時の留意事項

ア 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うため、町職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つよう心がける。

イ 町職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

ウ 学校や事業所等は、原則として避難先まで集団行動するように呼びかける。

エ バス等の輸送手段の確保は、道等に依頼する。

オ 避難経路は、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。

5 その他の留意事項

- ① 避難所へは、徒歩によるものとし、自家用車の使用は行わないよう周知する。
- ② 町は、町内会や自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ③ 避難行動要支援者の避難を適切に行えるよう避難誘導を行う。ただし、車いす等による避難が困難な要支援者については、乗り合わせ等による自家用車を使用した避難を許可する。その際、緊急車両の通行等の妨げとならないよう避難所周辺における駐車統制を確実に実施する。

6 町の体制、職員の配置等

- ① 北竜町国民保護対策本部の設置
国からの指定を受けて、町長を本部長とする町国民保護対策本部を設置する。
- ② 町職員の現地派遣
町職員〇〇名を〇〇〇避難所に派遣する。
- ③ 避難経路における町職員の配置
避難経路の要所において、町職員を配置して、各種の問い合わせの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、緊急通行車両を配備する。
- ④ 現地調整所の設置等
事態の状況変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。また、必要に応じて会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認等を行う。
- ⑤ 各課等の武力攻撃事態における業務の遂行
北竜町国民保護計画に基づき業務を行う。
- ⑥ 町の誘導員は、防災服やビブス(「誘導員」と表示)着用等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。また、特殊標章を交付して必ず携帯する。

避難実施要領（航空攻撃の場合）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、航空機による爆弾等の発射又は投下の兆候があることから、発射又は投下された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行う。

このため、爆弾が発射または投下された場合において迅速に対応できるよう、住民等に対して警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合にとるべき行動について周知する。

- * 航空機による爆弾への対応は、基本的に目に見えない事象への対応となることから、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要となる。
- * 警報発令時には、屋内避難又は物陰に隠れる、伏せる等の防護対処について、住民等に徹底されていることが重要である。

2 避難誘導の方法

- ① 航空機による爆弾が発射又は投下された場合には、対策本部長から警報の発令が行われることから、町は、町域が着弾予測地域に含まれる場合においては、Jアラートによる自動送信後、防災行政無線による繰り返し放送等を最大音量で実施し、住民等に警報の発令を周知させる。
- ② 航空攻撃に伴う警報発令時に、町は、住民等に付近の建物内に避難するよう周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部への避難、換気扇等の停止、必要によりテープ等による目張りについて徹底し、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- ③ 車両内にいる者に対しては、警報発令には、緊急車両の通行の妨げにならない方法で車両を道路の左端に駐車するよう周知する。
- ④ 外出先においては、可能な限り大規模集客施設等の屋内の中央部に避難するよう徹底する。余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まるとともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、風上と直角方向へひなんし、当該現場から離れるよう周知する。
- ⑤ 住民等に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線や広報車、テレビ、ラジオを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ⑥ 住民が、近所で爆撃音等と考えられる不審な音を聞いた場合には、町、消防又は警察に連絡するよう周知する。
- ⑦ 町は、爆弾等着弾地の周辺に興味本位で近づかないように、住民等に対して周知する。

3 その他の留意事項

避難行動要支援者は、迅速に屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持つよう平素から啓発を行っておく。

住民以外の観光客や滞在者等についても屋内避難することができるよう、観光振興係等から大規模集客施設や店舗等に対して協力を依頼する。

4 町職員の体制、配置等

- ① 北竜町国民保護対策本部の設置
国からの指定を受けて、町長を本部長とする町国民保護対策本部を設置する。
- ② 町職員の現地派遣
町職員各〇〇名を避難所に派遣するとともに、必要に応じ誘導員を配置する。
※ 着弾地点及びホットゾーンへの職員の派遣は、弾頭種別が判明するまで行わない。従って、避難所はホットゾーン圏外の施設を避難所として開設する。
- ③ 各課等の武力攻撃事態における業務の遂行
北竜町国民保護計画に基づき業務を行う。